

平成26年12月12日

## 指定管理者の指定について（練馬区立関町福祉園）

### 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立関町福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人 東京援護協会

#### (2) 所在地

東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号

#### (3) 代表者

理事長 山口 桂造

### 3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

### 4 選定の経過

平成26年4月10日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月16日 平成26年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月1日	企画提案書作成要項配付
7月7日	企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
7月22日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月24日	経営診断委託
8月8日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月28日	第2回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月5日	平成26年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の自主性と個性を尊重したサービスの提供や地域住民との積極的な交流が行われ、利用者とその家族が充実した地域生活を送るための施設運営が果たされている等の理由により、社会福祉法人東京援護協会が練馬区立関町福祉園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

利益を上げる力や資金力、借入金の返済能力、経営の安全性など各項目について優れており、安全で安定した経営を行っている。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、研修や職員会議等により、積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程、就業規則を整備しており、それらに基づく運用が行われている。

また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的開催されている。

#### (4) 運営実績

団体設立後、昭和27年に社会福祉法人となって以来、社会福祉法人の草分け的存在として、都内で、入所・通所・相談支援等の多種多様な障害福祉事業所を運営し、障害福祉分野において十分な実績がある。

区内でも、当該施設のほか、田柄福祉園、大泉障害者支援ホームおよび東京都練馬障害者支援ホームの運営を行っている。

特に近年は、中村橋ケアセンターにおける高次脳機能障害等の中途障害者通所支援事業の業務受託や区内初の民設民営福祉園である田柄福祉園の運営のほか、大泉障害者支援ホームを東京都から移譲される等の実績がある。

また、当該施設においては、平成22年度の指定開始時から個別介助マニュアルの整備等、柔軟な事業展開に努めているほか、利用者の要望により迅速に対応し、利用者およびその家族から高い信頼・評価を得ており、今後も安定した運営を行う能力を有している。

#### (5) 効率的運営・効率化への取組

「人権尊重と権利擁護」、「安定した事業運営の継続と信頼関係の構築」、「地域福祉の推進」を取組方針として掲げ、自己実現を目指した支援や安全と安定を基調とした事業運営で利用者やその家族、地域のニーズに応え、区立施設にふさわしい施設運営を行っている。

#### (6) 受託への熱意・意欲

支援時間の延長や土曜日支援の実施、全利用者に対する家族訪問の実施等、高齢化が進む利用者家族への支援に対する意識が高く、積極的に取り組む提案がある。

災害時に備えて、帰宅できない状況を想定した園内宿泊の実施や地域との防災協定を締結し、協力体制の構築を図る提案がある。特に園内宿泊の実施については、他園のモデルケースとなる先駆的な取組である。

#### (7) 施設管理の安全性への配慮

日々、施設の巡回点検を実施しているほか、危機管理体制については施設内（毎月）と法人（四半期毎）でリスクマネジメント会議を行い、重要案件発生時には理事長がその都度、危機管理に関する委員会を開催している。

(8) 施設管理運営体制

区の計画や方針等を踏まえ、家族による支援が難しくなった場合でも住み慣れた地域での生活と通い慣れた施設への通所ができるよう、法人のノウハウを活用した「グループホーム事業の運営」について検討していく。

災害対応については地域の防災訓練に参加するほか、災害発生時は区と連携し、福祉避難所として避難者の受入れと避難生活の援助を行う提案がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

「関町福祉園苦情対応要綱」を作成し、苦情受付体制を作るとともに、第三者委員を置き、関係者の協議のもと、苦情対応を行っている。

法人の「職員行動規範」や施設の「運営規程」等で人権の尊重と権利擁護について掲げるほか、職員会議や1日2回の支援会議等で利用者等への公平公正な対応の検討と周知を行い、その徹底に努めている。

接遇マニュアルおよび接遇チェックリストによる職員の自己点検と園長や監督職による職員の指導を行っている。

(10) 職員の育成

「職員研修計画」および「職員別個別研修計画」を作成し、OJT・OFFJT研修を計画的に実施している。

各国家資格取得に対する奨励金制度等で職員のスキルアップに積極的に取り組むほか、法人理事長等の三役と直接話をする事ができる研修等、様々な取組を通して、職員の意欲を掻き立て、職員の資質向上を図っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「高い志を持ち、時代の要請に基づき、先駆的に社会福祉の充実を図るため、活力ある経営を行って、社会福祉法人としての責任を果たし、社会に貢献する」という理念を明文化し、施設の玄関等、見やすい位置に掲示するほか、家族会で理念の説明や職員に対しては朝礼での唱和等で理念の意識化を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

常勤・非常勤を含め5年間の延べ人数で職員の5割弱が区民であり、職員の採用に当たっては、これまでも区民雇用に取り組んできた。今後も地域の方々が関町福祉園で働くことにより、地域住民の理解も深まり、開かれた施設運営に寄与するものと考え、特に非常勤職員について積極的な区民雇用を図る提案がある。

また、物品の購入や再委託についても、区内事業者の活用を図っており、今後も区内事業者からの購入を推進していく考えがある。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

利用者の自主性や個性を尊重した多彩なプログラムの提供により、利用者が活動の喜びを感じ、自己実現や社会参加の充実感が味わえるように支援する提案がある。

また、支援時間の延長による外出先の選択肢の拡大や、宿泊行事の日数を選択する機会を設ける等の提案がある。

その他、買物代行サービスやリサイクル回収作業、自主製品を通しての地域貢献・交流を図るほか、「顔の見える地域の福祉作り（ネット関）」に所属し、更に地域に開かれた施設を目指す提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課地域生活支援係

電話 03-5984-1043

FAX 03-5984-1215

## 指定管理者（社会福祉法人東京援護協会）の審査結果（練馬区立関町福祉園）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区民雇用の促進・区内事業者の活用</b> (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
<b>13 区内事業者か否か</b> (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	0点
<b>14 事業等の提案</b> (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による、関町福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	78点